

## 那須塩原市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内で催しを行うものに対し、乳幼児のおむつ交換及び授乳ができる移動式の施設（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出す事業を実施することにより、乳幼児及び保護者が安心して催しに参加できる環境の整備を図ることを目的とする。

### (貸出対象)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる催しは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開催地が市内であること。
- (2) 乳幼児及び保護者が参加し、又は入場することができること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない催しであること。

ア 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員が関与する催し

イ 政治活動又は宗教活動を目的とする催し

ウ 営利を目的とする催し

エ その他事業の目的達成にふさわしくないと市長が認めた催し

### (貸出期間)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、催しの開始の日の前日から終了の日の翌日までの期間とし、7日を限度とする。ただし、他の申込みの貸出期間と重複しない場合であって、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (貸出料)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しは、無料とする。

(貸出しの申請)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 催しの内容、開催場所及び開催期間を確認することができる書類

(2) 催しに係る配置図

2 前項に規定する申請は、貸出しを希望する日の6月前の日から7日前までの間に行うものとする。

(貸出しの可否)

第6条 市長は、前条第2項に規定する申請があったときは、貸出しの可否を決定し、移動式赤ちゃんの駅貸出可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、貸出期間が重複する申請が複数あったときは、原則として申請の受付の順序に従って、貸出しを決定するものとする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が指定する日時及び場所において移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、並びに返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅の汚損、毀損等の有無を確認し、移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に当たり、次に掲げる事項を遵

守しなければならない。

- (1) 第三者に使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 決定通知書に記載された催し以外に使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅の使用説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 貸出期間を厳守すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出しの取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合又はこの告示の規定に違反した場合は、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により貸出しを取り消したときは、移動式赤ちゃんの駅貸出取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の場合において既に貸出しを行っているときは、返却を求めるものとする。
- 4 前3項の規定による貸出しの取消し及び返却によって使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 使用者は、貸出しを受けた移動式赤ちゃんの駅を汚損し、又は毀損したときは、使用者の責任と負担により、必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、汚損若しくは毀損の状態が著しく原状回復が困難なとき、又は全部若しくは一部を紛失したときは、市長は、使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第 1 1 条 市は、使用者又は移動式赤ちゃんの駅の利用者が移動式赤ちゃんの駅を適正に使用し、又は利用しなかったことにより生じた損害については、責任を負わないものとする。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 7 月 1 2 日から施行する。